令和７年（フ）第１０２６号
北九州市若松区東二島１丁目12番17号
破産者　船越　隆博
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７１号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目18番10―502号
破産者　岡林ちひろ
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０５号
福岡市博多区博多駅南１丁目15番29―1206号　レジディア博多、前住所福岡県遠賀郡芦屋町花美坂14番９号
破産者　上野　雄也
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５号
福岡県豊前市大字三毛門688番地１　県営住宅（三毛門）12棟202号、前住所福岡県築上郡上毛町大字垂水243番地２
破産者　長谷川慎也
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５４号
福岡県京都郡苅田町大字南原1635番地４、前住所福岡県行橋市南泉６丁目７番30号
破産者　工藤　　修
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１３号
鹿児島県鹿屋市串良町下小原4843番地６
破産者　岩切　孝二
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７８号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目１番３号　ＭＯＲＵハイツＡ102号、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　市営上田崎住宅64号
破産者　大渡　サダ子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２１号
岩手県北上市大通り四丁目１番20号　佐藤アパート２号
破産者　松田いそ子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第４６号
岩手県北上市上野町三丁目12番10号　アーバンスタイルⅠ　102号、旧住所岩手県北上市黒沢尻三丁目17番５号　トミーハイツ202号
破産者　髙橋　智也
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６８号
岩手県花巻市大迫町大迫第３地割83番地２
破産者　佐藤　祐三
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７３号
岩手県花巻市中北万丁目651番地10
破産者　佐々木和泉
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６８号
群馬県伊勢崎市除ケ町407番地９　Ｙ’Ｓ　ｃｏｕｒｔＣ
破産者　山田　　武
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１９５号
石川県加賀市作見町ニ４番地５
破産者　中田　弘樹
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
静岡県御殿場市川島田252番地の１　矢崎社宅1302
破産者　鈴木　留佳（旧姓山本）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
静岡県沼津市東熊堂374番地の３　ヴィラ松沢Ａ208
破産者　川口　郁彦
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９１号
静岡県沼津市今沢545番地の２　県営今沢団地Ｂ―214、前住所静岡県沼津市幸町87番地　コーポ鈴木南
破産者　荒川　和之
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２４０号
静岡県沼津市大岡578番地の１　ハーベスト102号室、前住所静岡県三島市加茂川町14番１号　シャルマンコーポ三島819
破産者　稲葉　俊泰
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
愛知県一宮市柳戸町１丁目36番地　メゾン柳戸Ｃ、前住所愛知県一宮市下川田町１丁目10番地　モアグレース公園通404号
破産者　柴田今日子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部